

(団体推進コース)

様式第2号



広労発雇均0706 第1号

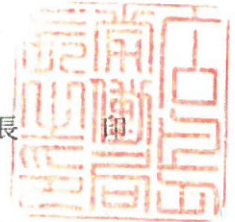
令和8年7月6日

働き方改革推進支援助成金交付決定通知書

BPM協同組合

代表者 殿

広島労働局長 印



令和8年6月24日付けで申請のあった働き方改革推進支援助成金については、審査の結果、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同法第8条の規定により通知します。

記

- 1 事業実施予定期間 交付決定の日より令和9年2月14日まで
- 2 助成金の交付の対象となる経費は、令和8年4月9日厚生労働省発基0409第1号厚生労働事務次官通知別紙「働き方改革推進支援助成金交付要綱（団体推進コース）」（以下「交付要綱」という。）第4条に定める改善事業の実施に要する費用であり、その内容は令和8年6月24日申請書記載のとおりです。
- 3 改善事業の実施に要する費用及び助成金の額は、次のとおりです。ただし、改善事業の内容が変更された場合において、改善事業の実施に要する費用又は助成金の額が変更されたときは、別に通知するところによるものとします。

改善事業の実施に要する経費

金2,736,000 円

助成金の額

金2,736,000 円

- 4 助成金の額の確定は、交付要綱第4条に定める交付額の算定方法により行うものとします。
- 5 助成事業主は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱及び働き方改革推進支援助成金支給要領（団体推進コース）の定めるところに従うこととします。